

**平成 23 年版**  
**楽学土地家屋調査士 択一式セミナー**  
**【差替修正のお知らせ】**

(3294)

平成 23 年 6 月 8 日  
㈱住宅新報社 資格図書編集部  
TEL. 03-3504-0361

**【法改正による修正】** 本書籍におきまして、法改正等による修正はございません。なお、今年度の試験は、平成 23 年 4 月 1 日現在施行の法令等に基づいて出題されます。

**【P70 問 11 肢アの差替について】**

不動産登記規則 45 条 2 項は、旧不動産登記法 77 条 3 項の趣旨（解釈）を、そのまま踏襲していると解されます（「逐条不動産登記規則 1」445 頁／テイハン）。

具体的には、訂正等の範囲を明らかにする措置として、①訂正等に係る字数を欄外に記載する方法と、②訂正等をした文字の前後に括弧を付す方法が示されています。また、訂正者の印は、①の方法を採ったときは欄外に記載した部分に、②の方法を採ったときは訂正等をした部分に押すことが示されています。したがって、②の方法（これを実務上、直接法をいいます。）によれば、「削除をした文字の前後に括弧を付して、その範囲を明らかにし、削除をした部分への押印をすれば足りる」こととなります。したがって、肢アは、登記実務の見解によれば、正しいということになります。

規則 45 条 2 項でいう、「かつ」、「又は」の接続詞が、どの文を対象としているかの解釈によっては、本書のような解釈も成り立つのではないかと考えますが、これは解釈論のレベルでのことであって、登記実務で、上記のような運用がなされているため、本書でもこの見解にしたがうこととします。

しかし、このままでは、誤っているものが「0 個」となってしまう、問題として成り立たなくなってしまうため、表のとおり肢アの問題を差し替え、誤っている肢は、アの 1 個で、解答も「1」のままとします。

ページ・位置	差替前	差替後
P70 上 3 行目～5 行目	ア 申請書に記載する文字は、字画を明確にしなければならないが、その削除をしたときは、削除をした文字の前後に括弧を付して、その範囲を明らかにし、削除をした部分への押印をすれば足りる。	ア 申請書に記載する文字は、字画を明確にしなければならないが、その削除をしたときは、削除をした文字を読むことができない措置を講じなければならない。
P72 上 2 行目～12 行目	ア 誤り。申請書その他の登記に関する書面に記載する文字は、字画を明確にしなければならない。また、この文字の訂正、加入又は削除をしたときは、訂正又は削除をした文字の前後に括弧を付して、その範囲を明らかにし、かつ、訂正、加入若しくは削除をした文字の字数を欄外に記載し、その欄外の字数を記載した部分への押印又は当該訂正、加入若しくは削除をした部分への押印をしなければならない（規則 45 条 1 項・2 項）。本肢の場合には、文字を削除するので、①削除をした文字の前後に括弧を付す、②削除をした文字の字数を欄外に記載する、③欄外の字数を記載した部分へ押印又はこれに代えて削除をした部分への押印、をしなければならない。本肢においては、②が足りない。	ア 誤り。申請書に記載する文字は、字画を明確にしなければならないが、その削除をしたときは、削除をした文字は、なお読むことができるようにしておかなければならない（規則 45 条 1 項・2 項）。